



平成 25 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 ク オ ー ル 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役社長 中 村 勝  
(コード番号 3034 東証第一部)  
問い合わせ先 取締役 福 満 清 伸  
T E L 03-6430-9060

## 新株式発行及び株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 31 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 【本資金調達目的】

当社グループが主力とする保険薬局業界におきましては、超高齢社会のあるべき医療の姿を見据えた医療制度改革が引き続き実施される見通しであり、平成 24 年 4 月の調剤報酬改定によって掲げられた後発医薬品の利用促進や在宅医療の推進などの項目について、さらに対応力を強化すべきであると認識するとともに、医療提供体制の更なる整備が求められております。

当社グループは環境の変化をチャンスと捉え、更なる経営の効率化を図り変化に強い企業体質を実現するとともに、さまざまなニーズに応えるための積極的な投資を実施し、一層の企業価値向上に取り組んでおります。保険薬局事業においては、ターゲットを絞り込んだ効率的な出店の推進、異業種との連携による出店の強化及び医療連携に対応するための高度専門教育を実施してまいります。また、中間持株会社の新設により、保険薬局事業以外の医療周辺事業を再構築し、グループ収益基盤の強化を図ってまいります。

当社は、平成 25 年 4 月に保険薬局事業の強化を目的として、茨城県を中心に栃木県、群馬県の 3 県に 23 店舗を展開しております株式会社アルファームを子会社化いたしました。子会社化に係る株式取得資金は金融機関の融資による短期借入金で調達しており、今回の新株式発行による調達資金は、当該短期借入金を含む借入金の返済に充当する予定であります。これにより堅固な財務基盤の確立及び投資余力の拡大を図るとともに、持続的な成長のための事業基盤を確立し、事業戦略を加速させることで、当社グループの企業価値の更なる向上を目指してまいります。

また、今回の新株式発行により株式流動性の向上と株主層の拡大を図り、更なる株式価値の向上にも邁進してまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 5,700,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年6月10日（月）から平成25年6月13日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成25年6月17日（月）から平成25年6月20日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 申込証拠金 1株につき発行価格と同一の金額
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 中村 勝に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 855,000株  
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案し、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 中村 勝に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行 (本第三者割当増資) (後記【ご参考】 1. をご参照)

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 855,000株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMBC日興証券株式会社 855,000株
- (5) 申 込 期 日 平成25年7月17日(水)から平成25年7月19日(金)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の2営業日後の日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成25年7月18日(木)から平成25年7月22日(月)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の3営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 中村 勝に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、855,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、SMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成25年6月10日（月）の場合、「平成25年6月13日（木）から平成25年7月12日（金）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成25年6月11日（火）の場合、「平成25年6月14日（金）から平成25年7月12日（金）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成25年6月12日（水）の場合、「平成25年6月15日（土）から平成25年7月12日（金）までの間」
- ④ 発行価格等決定日が平成25年6月13日（木）の場合、「平成25年6月18日（火）から平成25年7月17日（水）までの間」

となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	26,236,800株	(平成25年3月31日現在)
一般募集による増加株式数	5,700,000株	
一般募集後の発行済株式総数	31,936,800株	
本第三者割当増資による増加株式数	855,000株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	32,791,800株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額 3,959,997,300 円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限 594,039,300 円と合わせて、手取概算額合計上限 4,554,036,600 円について、平成 25 年 6 月から平成 25 年 9 月までに 4,000,000,000 円を株式会社アルファームの株式の取得(子会社化)に伴う短期借入金の返済に、残額が生じた場合には平成 25 年 9 月までに取引金融機関からの長短借入金の返済に充当する予定であります。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える影響

該当事項はありません。

## 4. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、安定的な成長性を確保するための内部留保資金を十分に考慮しつつ、連結業績及び配当性向等も総合的に勘案して、株主の皆様への適正な利益還元を実現することを基本方針としております。

最近の具体的な取り組みといたしましては、[1]平成24年12月20日における東京証券取引所市場第一部への銘柄指定を記念し、1株当たり2円の記念配当の実施(平成25年3月期の1株当たり期末配当金は、普通配当10円に記念配当2円を加え、1株当たり12円となります。尚、中間配当も加えた年間配当金は1株当たり20円となります)を平成25年5月14日(火)開催の取締役会にて決議いたしました。[2]株主の皆様への公平な利益還元のあり方という観点から慎重に検討を重ねました結果、平成25年3月31日現在の株主名簿に記載された100株以上保有の株主の皆様に対する贈呈をもちまして株主優待制度の廃止を平成25年5月14日(火)開催の取締役会にて決議いたしました。

今後も業績の向上に取り組むとともに、株主還元や株式の流動性向上に努めてまいります。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針とし、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。

### (3) 内部留保資金の使途

内部金留保につきましては、財務体質の強化を図りながら企業価値の継続的な向上のための設備投資に活用することとしております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	45.94円	62.11円	52.76円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	1,700円 (500円)	3,175円 (1,450円)	20.00円 (8.00円)
実績連結配当性向	18.5%	39.4%	37.9%
自己資本連結当期純利益率	11.0%	13.3%	10.5%
連結純資産配当率	2.0%	5.3%	4.0%

- (注) 1. 当社は、平成23年10月1日付で普通株式1株を2株、平成24年4月1日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、平成23年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算出しております。
2. 平成24年3月期における1株当たり配当金において、平成23年10月1日付株式分割前から1株保有している場合の1株当たりの年間配当金は4,900円相当となります。
3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
4. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本（期首と期末の平均）で除した数値です。
5. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
6. 平成25年3月期の数字は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

公募による新株式発行

(1)	払込期日	平成23年12月19日
(2)	新株式発行数	12,000株
(3)	発行価額	1株につき51,960円
(4)	資金調達の額	661,212,000円
(5)	募集の方法	一般募集

第三者割当による自己株式の処分

(1)	払込期日	平成24年1月10日
(2)	処分株式数	1,334株
(3)	処分価額	1株につき51,960円
(4)	資金調達の額	69,314,640円
(5)	処分の方法	第三者割当により処分
(6)	処分の先	野村證券株式会社

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	86,500円	81,500円 (注1) □64,800円 (注2) □645円	703円	902円
高 値	108,800円	155,800円 (注1) □69,000円 (注2) □695円	957円	933円
安 値	65,200円	77,000円 (注1) □48,850円 (注2) □631円	616円	730円
終 値	81,000円	1,33,000円 (注1) □67,600円 (注2) □683円	902円	730円
株価収益率	8.8倍	11.0倍	17.1倍	一倍

- (注) 1. □印は、株式分割（平成23年10月1日、1株→2株）による権利落後の株価であります。  
 2. □印は、株式分割（平成24年4月1日、1株→100株）による権利落後の株価であります。  
 3. 平成26年3月期の株価等については、平成25年5月30日（木）現在で記載しております。  
 4. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益（平成25年3月期の数値は未監査）で除した数値です。また、平成26年3月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等  
 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社メディパルホールディングスは、SMBC日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として当社普通株式の売却等を行わないことに合意しております。

また、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。